

使用前検査申請書の変更について

原発本第 121 号
令和 3 年 10 月 12 日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣
萩生田光一 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 82 号
九州電力株式会社
代表取締役 池辺和弘
社長執行役員

平成 24 年 12 月 13 日付け発本原第 141 号をもって提出しました玄海原子力発電所第 3 号機使用前検査申請書(平成 25 年 8 月 30 日付け発本原第 123 号及び平成 30 年 7 月 6 日付け原発本第 111 号にて使用前検査申請書の変更について提出)の記載事項を変更しましたので、原子力発電工作物の保安に関する命令第 19 条第 3 項の規定により別紙のとおり変更の内容を説明する書類を提出します。

1. 使用前検査申請書及びその変更の内容を説明する書類

玄海原子力発電所第3号機

使用前検査申請書

発本原第141号（平成24年12月13日）

使用前検査申請書の変更について

発本原第123号（平成25年8月30日）

使用前検査申請書の変更について

原発本第111号（平成30年7月6日）

2. 変更の内容及び変更の理由

2. 1 使用前検査申請書

変更の内容	玄海原子力発電所第3号機 原子炉冷却系統設備の改造の工事 (変更前)	
	検査を受けようとする工事の工程	構造、強度又は漏えいに係る試験をすることが出来る状態になった時
	検査希望年月日	自 平成25年 2月 18日 至 未 定
	使用開始予定年月日	未 定
	原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日	平成24年 12月 13日 平成25年 8月 30日 平成30年 7月 6日
	(変更後)	
	検査を受けようとする工事の工程	構造、強度又は漏えいに係る試験をすることが出来る状態になった時（一号） 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号）
	検査希望年月日	(一号) 自 令和4年 1月 21日 至 令和4年 5月 16日
		(五号) 自 令和4年 3月 7日 至 令和4年 5月 16日
	使用開始予定年月日	令和4年 6月 6日
原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日	平成24年 12月 13日 平成25年 8月 30日 平成30年 7月 6日 令和 3年 10月 12日	
変更の理由	玄海原子力発電所第3号機の海水ポンプ取替工事の工事工程の見直しに伴い、「検査を受けようとする工事の工程」、「検査希望年月日」、「使用開始予定年月日」及び「原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日」を変更する。	

2. 2 添付資料-1 工事の工程に関する説明書
添付に示す。

2. 3 添付資料-2 工事の工程における放射線管理に関する説明書
変更なし

1. 工事の工程に関する説明書

変更前

項目	年 月	平成 25 年											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
原子炉冷却 系統設備													
海水ポンプ 取替工事													

※ (2月) ← (7月) 日程調整中

- △ 材料検査・寸法検査・外観検査・組立及び据付検査
- ▲ 性能検査
- ※ 一号使用前検査にて使用する材料・寸法の記録採取を開始する日
- : 今回申請対象

添付資料-1

工事の工程に関する説明書

変更後

項目	年 月	令和 3 年		令和 4 年				
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
原子力設備 ・原子炉冷却系統設備 原子炉補機冷却海水 設備 海水ポンプ								

現地工事期間 (1月 - 4月)

△ 使用前検査 (一号) (1月 - 3月)

▲ 使用前検査 (五号) (3月 - 5月)

- △ 材料検査・寸法検査・外観検査・組立て及び据付け状態を確認する検査
- ▲ 機能・性能検査

参考

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正（令和2年4月1日施行）に伴い、使用前検査申請書中「原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日」とあるのは「改正法による改正前の旧原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合はその年月日及び原子炉等規制法第43条の3の11第3項の確認のための申請をした場合は、その年月日」と読み替えるものとする。